

福岡県公報

平成二十九年七月七日
第三千九百七号
増刊
①

目次

再掲

○福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則
(人事委員会事務局給与公平課) ……………一

再掲

福岡県告示条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。
福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。
平成二十九年六月三十日
福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

福岡県人事委員会規則第二十四号

福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則
福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則(昭和四十九年福岡県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第十七条の次に次の一条を加える。
(条例第九条第九項第二号に規定する人事委員会規則で定める者)

第十七条の二 条例第九条第九項第二号イに規定する人事委員会規則で定める者のうち次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者とする。

- 一 雇用保険法第二十四条の二第一項第一号に掲げる者に相当する者 退職職員(退職した条例第二条第一項に規定する職員をいう。以下この項において同じ。)であ

つて、同法第二十四条の二第一項第一号に掲げる者に該当するもの
二 雇用保険法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者 退職職員であつて、その者を同法第四条第一項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた福岡県の事務を同法第五条第一項に規定する適用事業とみなしたならば同法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に該当するもの
三 雇用保険法第二十四条の二第一項第三号に掲げる者に相当する者 退職職員であつて、その者を同法第四条第一項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた福岡県の事務を同法第五条第一項に規定する適用事業とみなしたならば同法第二十四条の二第一項第三号に掲げる者に該当するもの
2 条例第九条第九項第二号ロに規定する人事委員会規則で定める者は、前項第二号に定める者とする。

様式第五号(表) 中

技能習得手当	講 受 手	支給開始	年 月 日
		日 額	円
特 定 種 受 手	職 講 受 手	支給開始	年 月 日
		月 額	円
通 手	所 受 手	支給開始	年 月 日
		月 額	円

を

様式第六号 (第一面) 中

技 能 習 得 手 当	受 講 手 当	支 給 開 始	年 月 日
		日 額	円
通 所 手 当	通 所 手 当	支 給 開 始	年 月 日
		月 額	円

技 能 習 得 手 当	受 講 手 当	支 給 開 始	年 月 日
		日 額	円
	特 定 職 種 受 講 手 当	支 給 開 始	年 月 日
		月 額	円
	通 所 手 当	支 給 開 始	年 月 日
		月 額	円

に改める。

を

技 能 習 得 手 当	受 講 手 当	支 給 開 始	年 月 日
		日 額	円
	通 所 手 当	支 給 開 始	年 月 日
		月 額	円

に改め、同様式 (第三面) 中

技能習得手当		
支給 日数	受講手当	通所手当
	支給金額	支給金額
日	円	円

技能習得手当			
支給 日数	受講手当	特定職種 受講手当	通所手当
	支給金額	支給金額	支給金額
日	円	円	円

に改める。

を

様式第十三号(表)中

通所日数		特定職種 受講日数		寄宿日数	
------	--	--------------	--	------	--

を

通所日数		寄宿日数	
------	--	------	--

に改める。

様式第十七号の二(表)6の欄中「安定所又は職業紹介事業者」や「安定所、地方公共団体又は職業紹介事業者」に改め、同様式(裏)注意事項一中「就業手当等」や「就業手当に相当する退職手当の」に改め、同様式(裏)注意事項の申「なお、」のトビ「地方公共団体」とは、職業安定法の規定に基づき職業紹介事業を行う地方公共団体のことをいい、」を加える。

様式第十八号(裏)注意事項二中「、特例受給資格証又は被保険者手帳」や「又は特例受給資格証」に改める。

様式第十九号(表)を次のように改める。

様式第 1 9 号 (第 22 条関係)

(表)

移転費に相当する退職手当支給申請書

①申請書	氏名			受給資格証 番 号												
	移転前の住所又は居所															
	移転後の住所又は居所															
②就職先の事業所	所在地															
	名称															
③就職決定年月日	年 月 日	※雇用期間														
④受講する公共職業訓練等の施設	所在地															
	名称															
⑤受講指示年月日	年 月 日	⑥受講開始年月日	年 月 日	⑦受講終了予定年月日	年 月 日											
⑧移転開始予定年月日	年 月 日	⑨乗車(船)の場所 (出発空港)		⑩下車(船)の場所 (到着空港)												
⑪移転する者の氏名	⑫生年月日	⑬続柄	※鉄道賃		※船賃	※航空賃	※車賃	※移転料	※	※計						
			距離	運賃	急行料金	計	距離	運賃	距離		運賃	距離	支給額	距離	支給額	着後手当
本人			キロメートル	円	円	円	キロメートル	円	キロメートル	円	キロメートル	円				円
家 族																
※合計			キロメートル	円	円	円	キロメートル	円	キロメートル	円	キロメートル	円				円
					※就職先の事業主から支給される就職支度費の額					円						
					※差引支給額					円						
福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則第 22 条第 2 項の規定により、上記のとおり移転費に相当する退職手当の支給を申請します。 年 月 日 申請者氏名 任命権者殿											⑭					

様式第二十号を次のように改める。

様式第 2 0 号 (第 22 条関係)

求職活動支援費(広域求職活動費)に相当する退職手当支給申請書

申請者	氏 名				性別	男・女	受給資格証番号						
	住所又は居所												
訪問事業所	名 称	所 在 地											
※宿 泊 地	公共職業安定所関係	公共職業安定所関係	公共職業安定所関係	公共職業安定所関係									
※泊 数	泊	泊	泊	泊									
<p>福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則第 22 条第 2 項の規定により上記のとおり求職活動支援費(広域求職活動費)に相当する退職手当の支給を申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">申請者氏名 (印)</p> <p style="text-align: center;">任 命 権 者 殿</p>													
※ 記 載 欄	区 間	鉄 道 費			船 賃		航空賃		車 賃		宿泊料 (円)	計 (円)	鉄道距離換算 (キロメートル)
		距離 (キロメートル)	運賃 (円)	急行料金 (円)	計 (円)	距離 (キロメートル)	運賃 (円)	距離 (キロメートル)	運賃 (円)	距離 (キロメートル)			
	合 計												
求人者から支給される広域求職活動に要する費用の額											円		
差 引 支 給 額											円		

注意事項

- この申請書は、公共職業安定所の指示による広域求職活動を終了した日の翌日から起算して10日以内に任命権者に提出すること。
- ※印欄には、記載しないこと。

様式第二十号の二(裏)注意事項一中「短期訓練受講費」や「求職活動支援費(短期訓練受講費)に相当する退職手当」に改める。

様式第二十号の三(裏)注意事項一中「求職活動関係役務利用費)」や「求職活動支援費(求職活動関係役務利用費)に相当する退職手当))」及び「求職活動支援費(求職活動関係役務利用費)支給申請書」や「求職活動支援費(求職活動関係役務利用費)に相当する退職手当支給申請書」及び「求職活動関係役務利用費の」や「求職活動支援費(求職活動関係役務利用費)に相当する退職手当の」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に提出され、又は交付されているこの規則による改正前の福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則の様式によるものとみなす。